

令和8年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和8年8月5日(水)
13:30～15:10

場 所 : 久慈地区合同庁舎
6階第4会議室A及びB

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未満の林地開発許可(令和7年12月11日～令和8年8月4日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

(1) 九戸郡洋野町種市第11地割字南玉川ほか地内の工場、事業場の設置(風力発電施設)及び道路の開設に係る林地開発許可について

【資料No. 2】

(2) 紫波郡紫波町船久保字中村地内の土石の採掘に係る林地開発許可

【資料No. 3】

5 その他

6 閉 会

令和8年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	出 欠
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長	菊池 修市	出席
	委 員	工藤 昭彦	出席
	委 員	佐藤 美加子	出席
	委 員	若生 和江	欠席
	委 員	横澤 孝志	欠席
事 務 局			
岩手県農林水産部 森林保全課	技術主幹兼保全・ 治山林道担当課長	丸山 壘	
	主任主査	白藤 清伸	
	主 査	佐藤 大	
	主 査	菊池 悟	
県北広域振興局林務部	森林保全課長	溝上 賢太朗	
	主任主査	大崎 勝弘	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和 7 年 12 月 11 日～令和 8 年 8 月 4 日）について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和 8 年 8 月 5 日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

令和7年12月11日開催の森林審議会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和8年8月4日までの許可実績は、工場、事業場の設置5件、15.7136ヘクタールとなっています。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表（令和7年12月11日から令和8年8月4日まで）

開発行為の目的	件数（件）	許可面積（ha）	摘 要
工場、事業場の設置	5	15.7136	
合 計	5	15.7136	

森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（令和7年12月11日～令和8年8月4日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可年月日	備考
1	合同会社OTS	工場・事業場	八幡平市平舘第5地割24-4ほか2筆	5.4600	5.4303	3.4027	R7.12.24	太陽光発電施設
2	株式会社小野寺建材	工場・事業場	一関市狐禅寺字草ヶ沢36-119ほか11筆	3.2284	3.2284	2.4194	R8.1.16	建設発生土受入処理
3	株式会社TMC	工場・事業場	一関市真柴字千刈田120ほか2筆	3.4404	3.0008	1.9137	R8.4.13	太陽光発電施設
4	KA Solar 合同会社	工場・事業場	奥州市胆沢若柳観音堂2-1	3.6306	3.4684	2.6211	R8.6.16	太陽光発電施設
5	有限会社みつば	工場・事業場	久慈市夏井町夏井第4地割88-1ほか1筆	9.4355	9.4355	5.3567	R8.6.29	畜産施設（豚舎）
	計	5件		25.1949	24.5634	15.7136		
	合計	5件		25.1949	24.5634	15.7136		

【森林審議会諮問対象外】
林地開発許可累計面積が10ha未満のもの。

【 審 議 事 項 】

九戸郡洋野町種市第 11 地割字南玉川地内の工場、事業場の設置
(風力発電施設) 及び道路の開設に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和 8 年 8 月 5 日

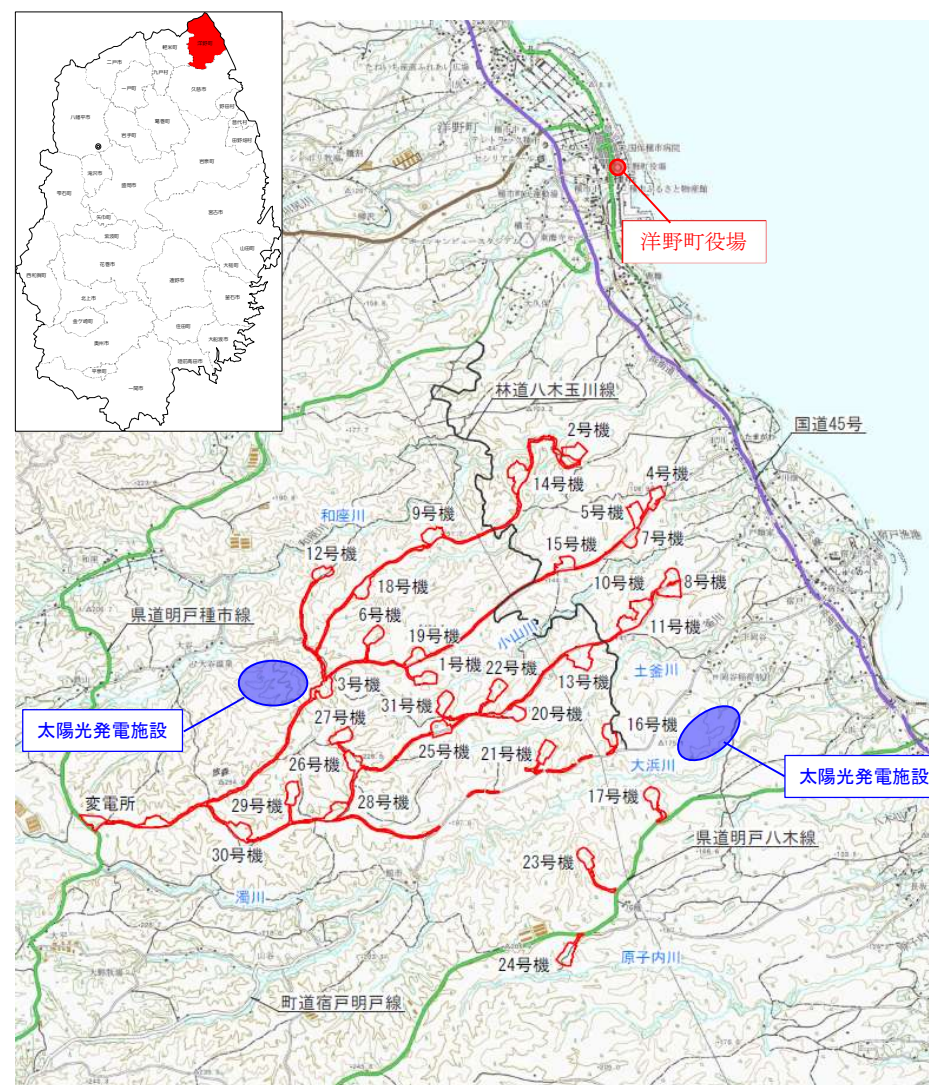
1 申請概要

申請者	住所 氏名	東京都港区芝浦三丁目4-1 洋野風力開発株式会社
申請場所	九戸郡洋野町種市第11地割字南玉川98-5ほか174筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（風力発電施設）及び道路の開設	
計画期間	許可の日から令和12年5月31日	
申請面積	70.8528ヘクタール (事業区域面積 139.8925ヘクタール)	

2 申請地の状況

位置	洋野町役場より南南西約6.5kmに中心部が位置し、東西方向に約6.8km、南北方向に約6km
標高、傾斜	標高 60～220m、傾斜 0～45度
周辺の主な施設及び状況	- 事業区域は洋野町役場より南西約9.5kmにある県道明戸種市線沿いの変電所計画位置を起点として、稜線上に位置している。 - 事業区内に林道八木玉川線が通っている。 - 南側の工区は県道明戸八木線と接続する。
周辺の自然・地物の状況	- 事業区の周辺に普通河川和座川、小山川、土釜川、大浜川、濁川、原子内川がある。 - 事業区域の東側及び西側にそれぞれ太陽光発電施設がある。 - 周辺は森林に囲まれている。
林況	申請地の林況は、スギ1.6%（32～111年生）、アカマツ17.8%（11～106年生）、カラマツ1.7%（5～72年生）、広葉樹43.5%（9～111年生）、その他（伐採跡地及び再造林地・未立木地）35.4%

位置図

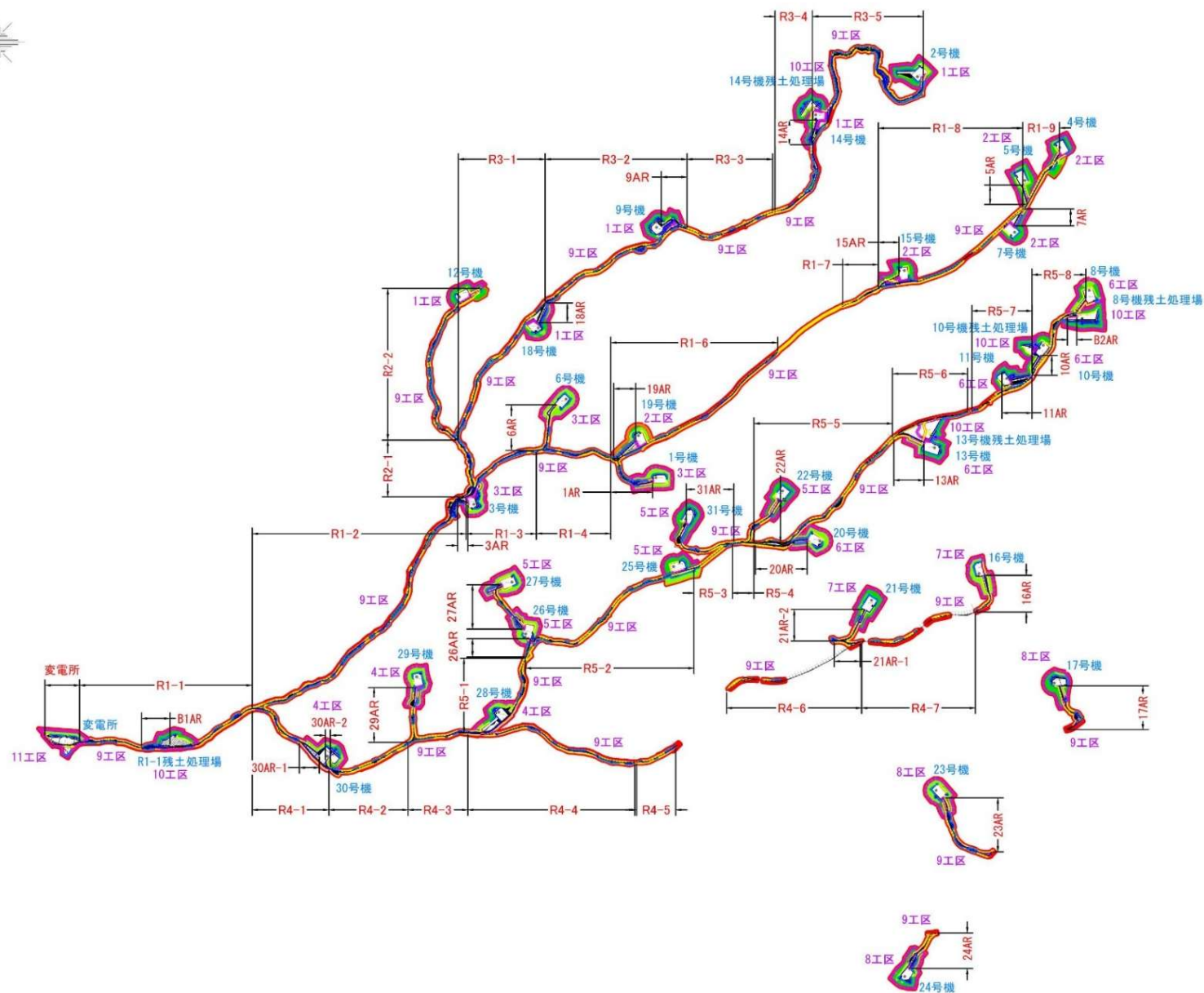


3 開発行為の概要

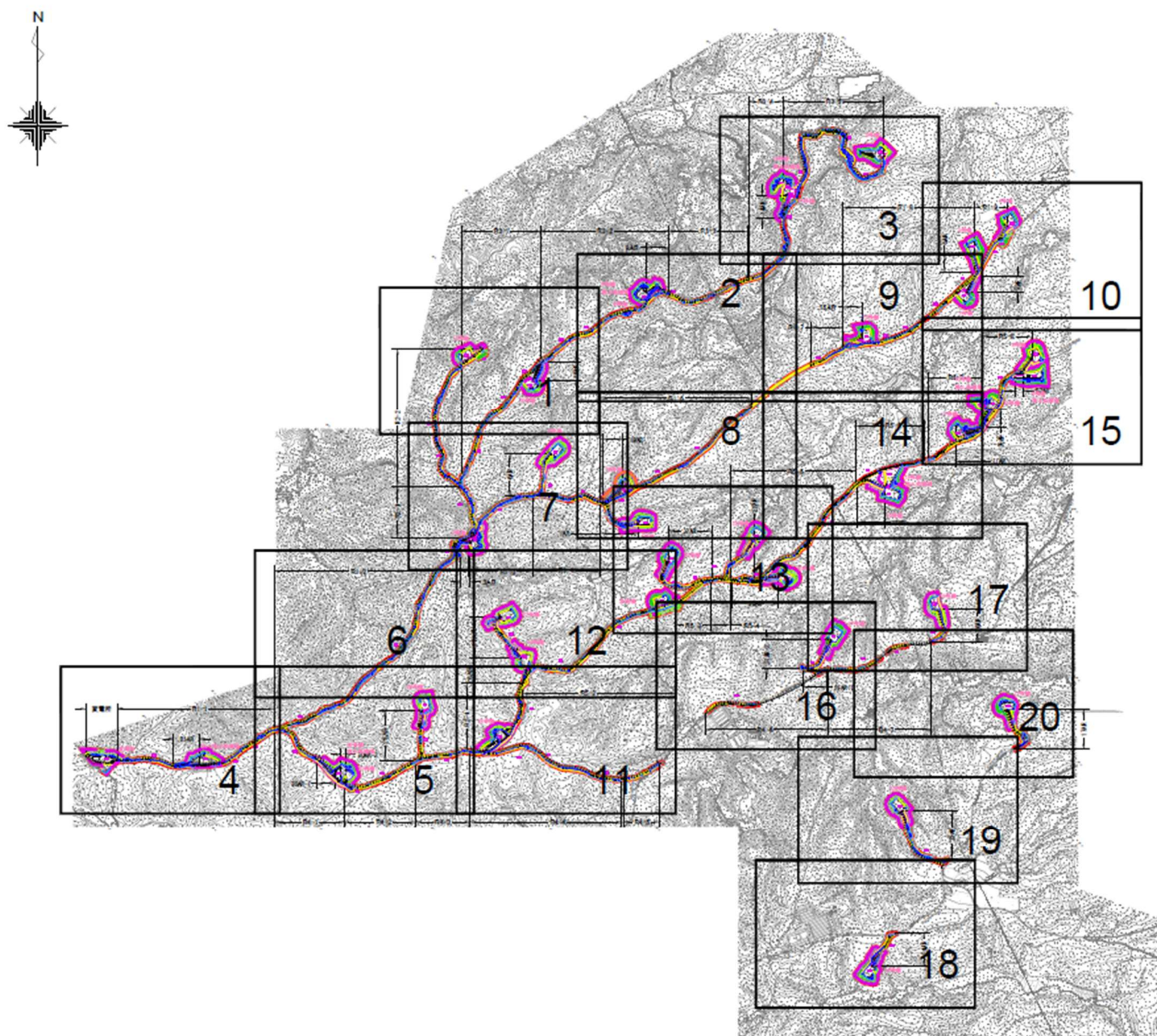
事業目的	風力発電施設の建設を目的として、工場、事業場の設置（風車施設用地）及び施設整備に必要な道路の開設を行うもの。						
開発面積等	単位：h a						
	事業区域 面積	森 林 面 積 の 内 訳			その他の面積 (5条森林外)	風力発電機設置ヤード	31 基
		開発面積	残置面積	計		管理用道路の開設及び 既設道路拡張	延長 31,277m 幅員 6.0m
	139.8925	70.8528	56.3450	127.1978	12.6947		
主 な 工 種	土工	切土 489 千m3、盛土 489 千m3					
	排水施設工	道路排水側溝 18,206m、横断側溝 1,376m、管渠工（ポリエチレン管）78m、ボックスカルバート 19m、盛土内暗渠排水工（ポリエチレン管）734m					
	防災施設工	沈砂池 41 基					
	擁壁工	擁壁工（プレキャスト）106m、補強土壁工 345 m ² 、かご枠工 706 m ²					
	その他	風車基数 31 基 道路総延長 31,277m					
土地所有者と筆数	会社（2者）、個人（73者）、洋野町、合わせて175筆						

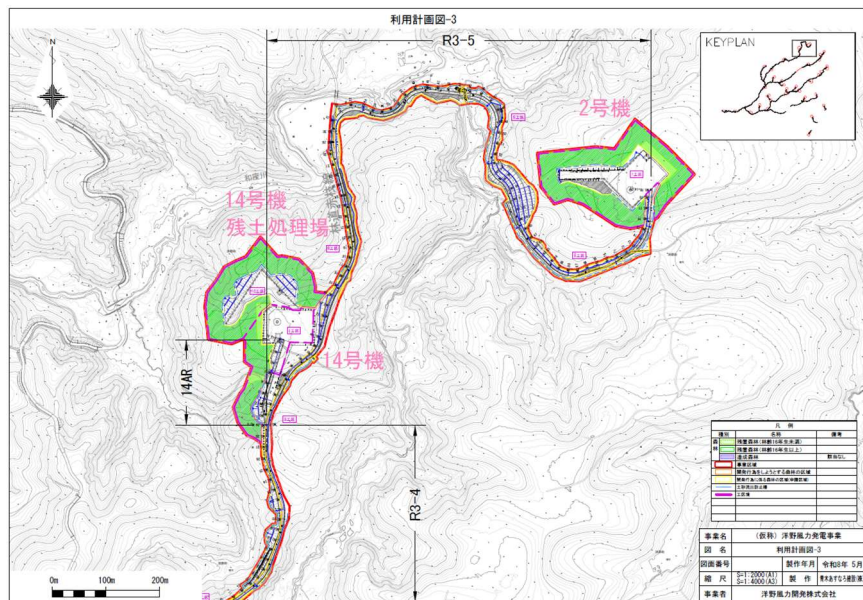
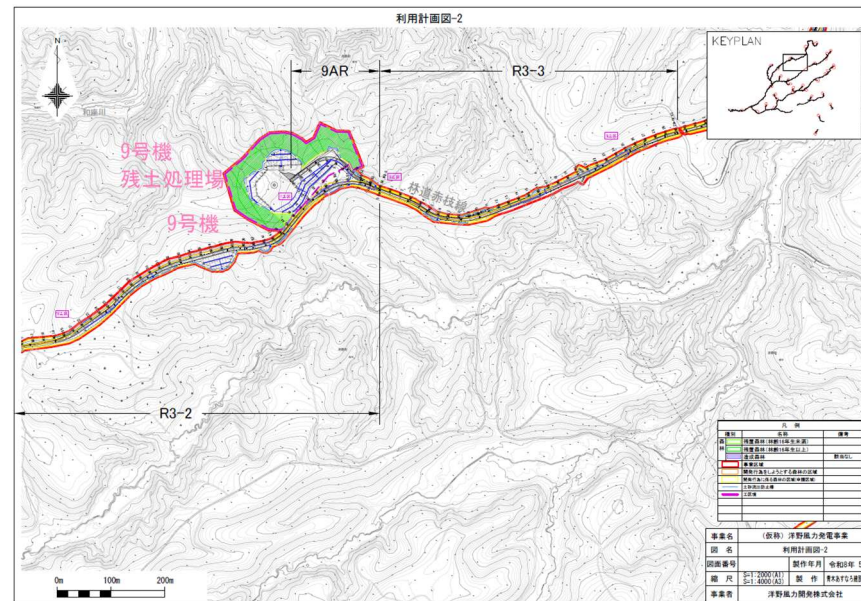
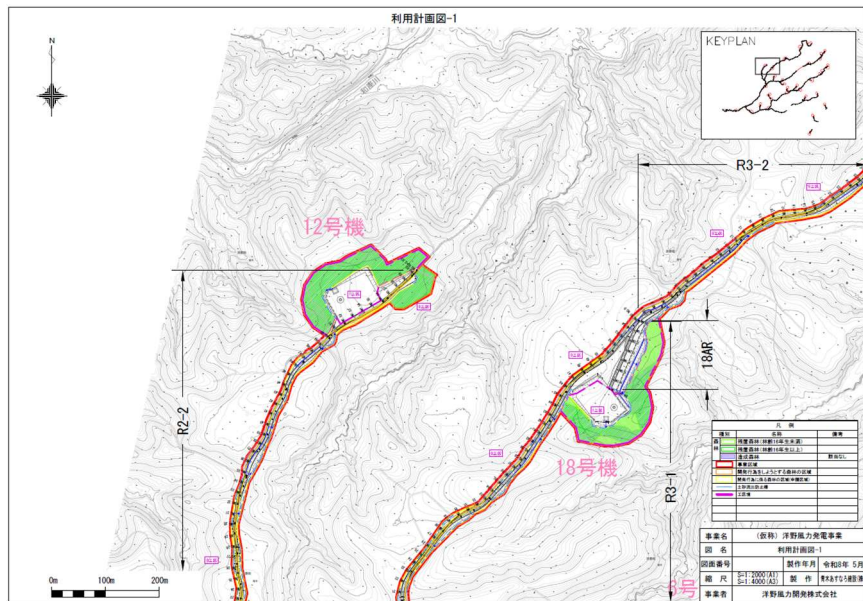
4 風力発電施設の概要

施設の出力	128.00MW（1MW=1,000KW）（1基あたり4.20MW）	
事業計画及び認可等の状況	- 発電した電力は、1KWh当たり税抜22円で電気事業者（東北電力NW（株））に20年間売電するもの。 - 売電開始予定年月：令和12年6月 風力発電設備の認定 経済産業省認可 令和3年7月15日 東北電力NW(株)の接続同意日及び接続契約日 令和7年10月23日	

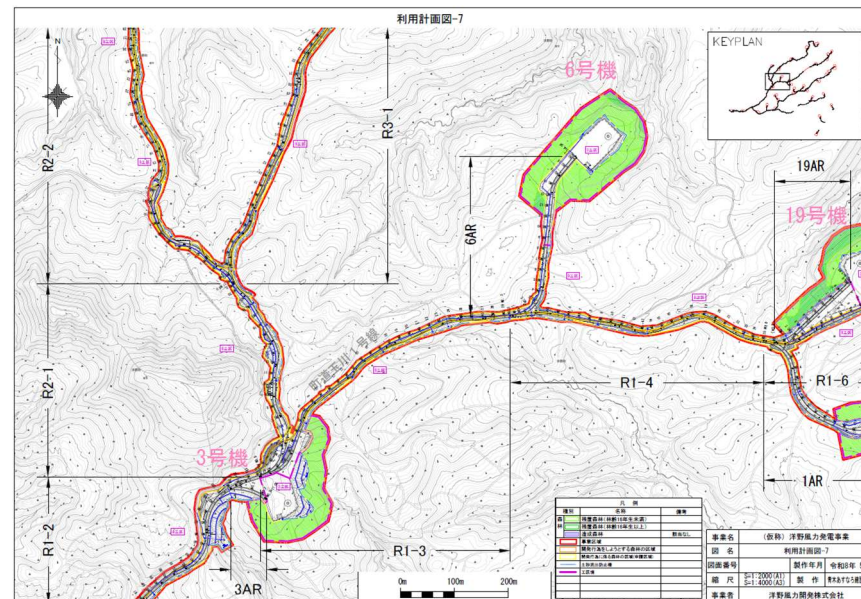
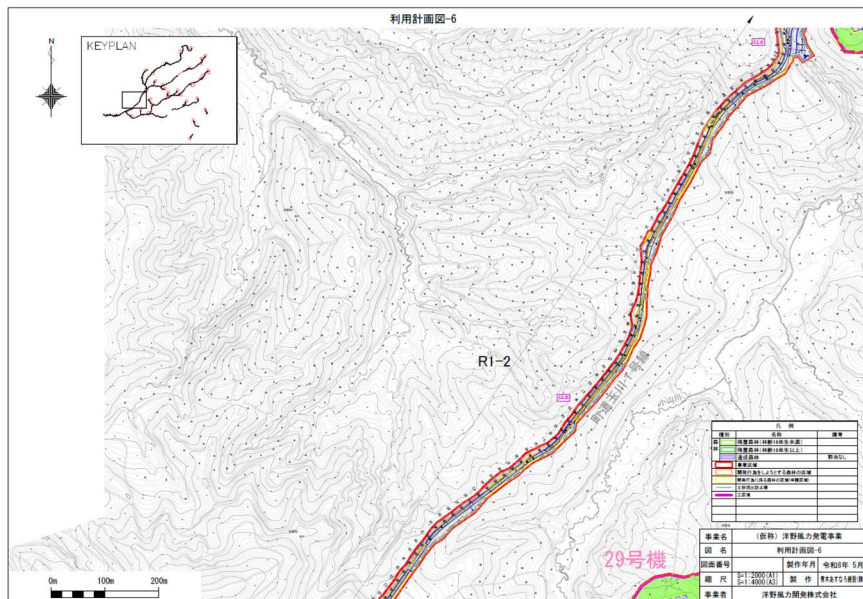
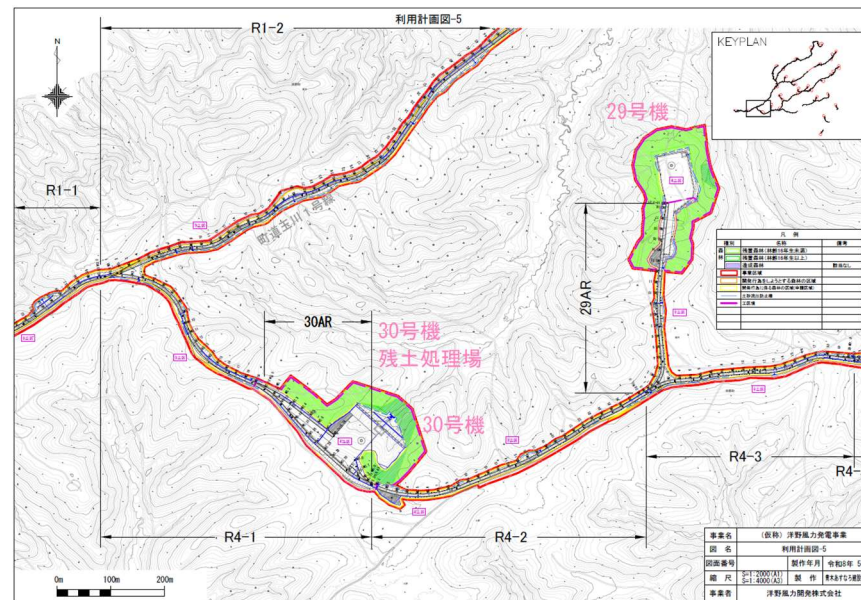
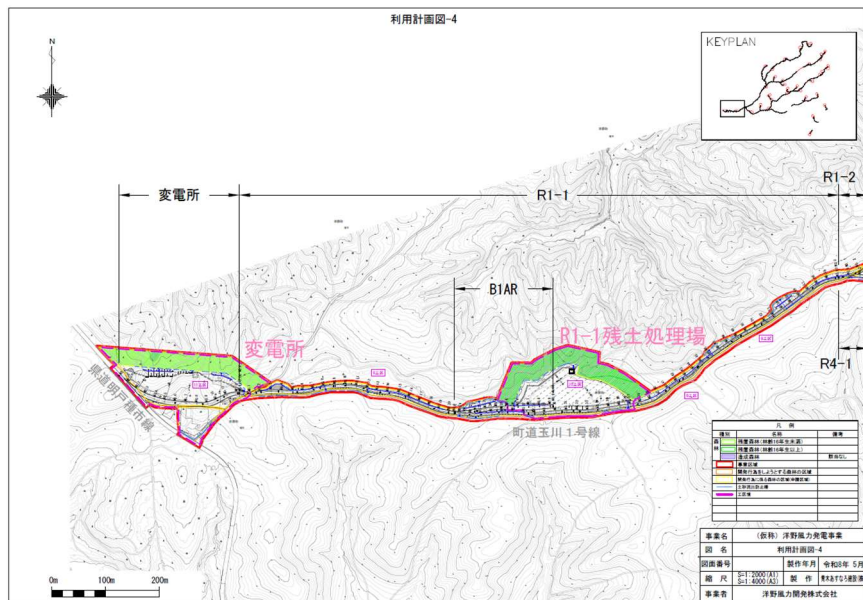


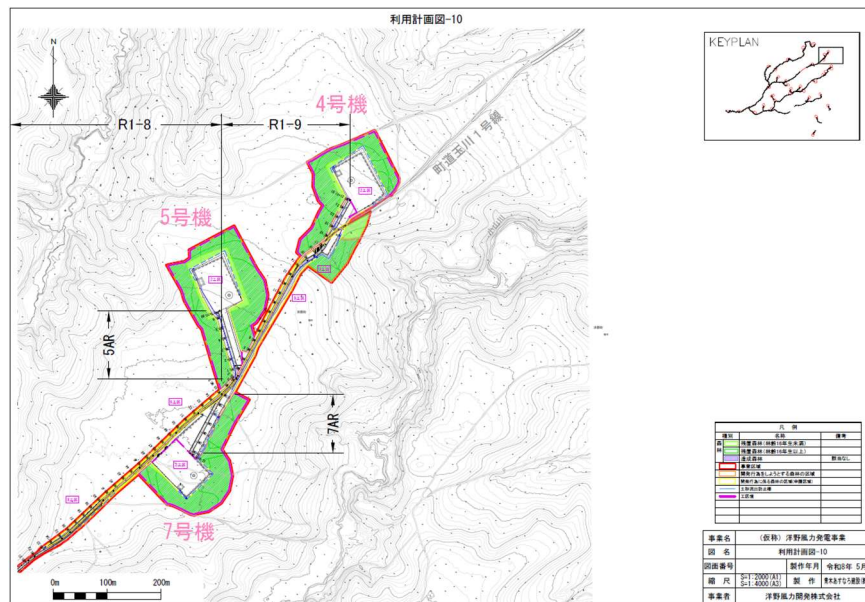
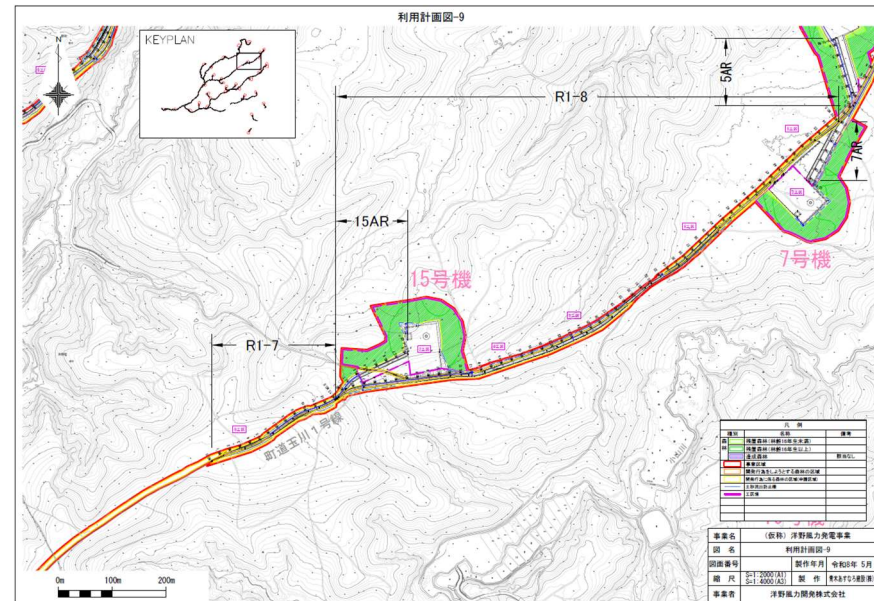
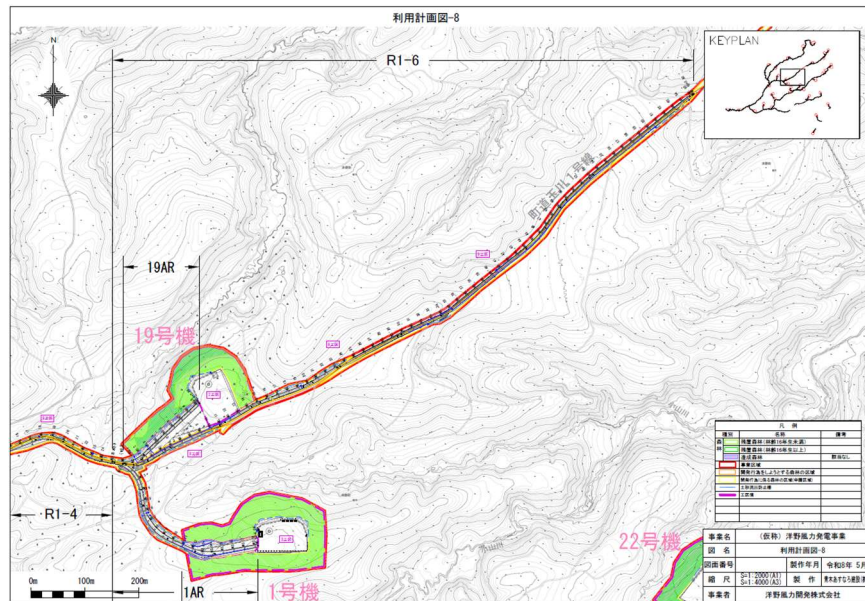
利用計画図（全体区割り図）



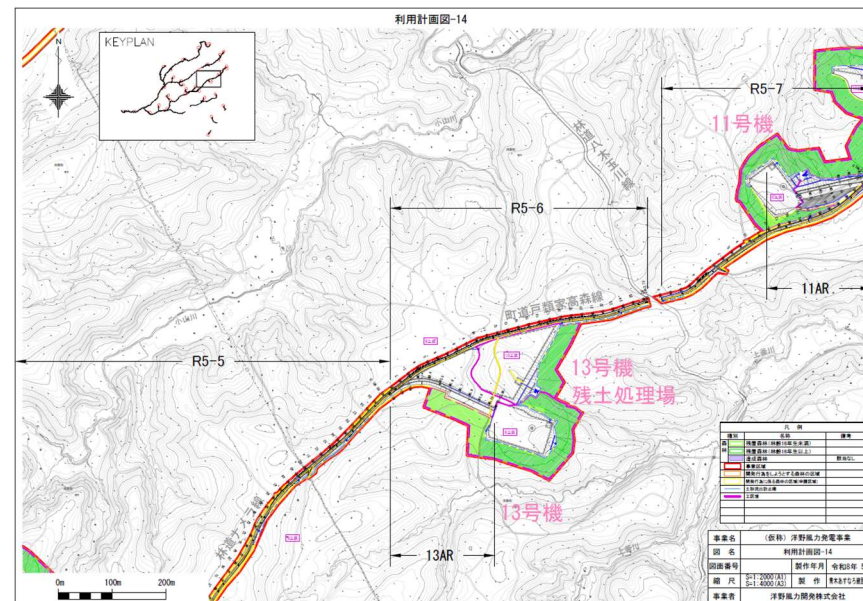
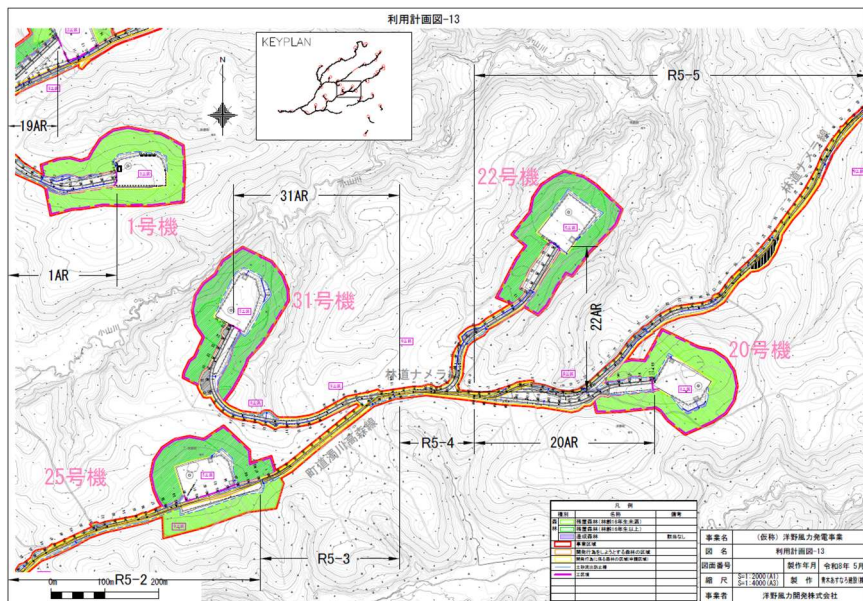
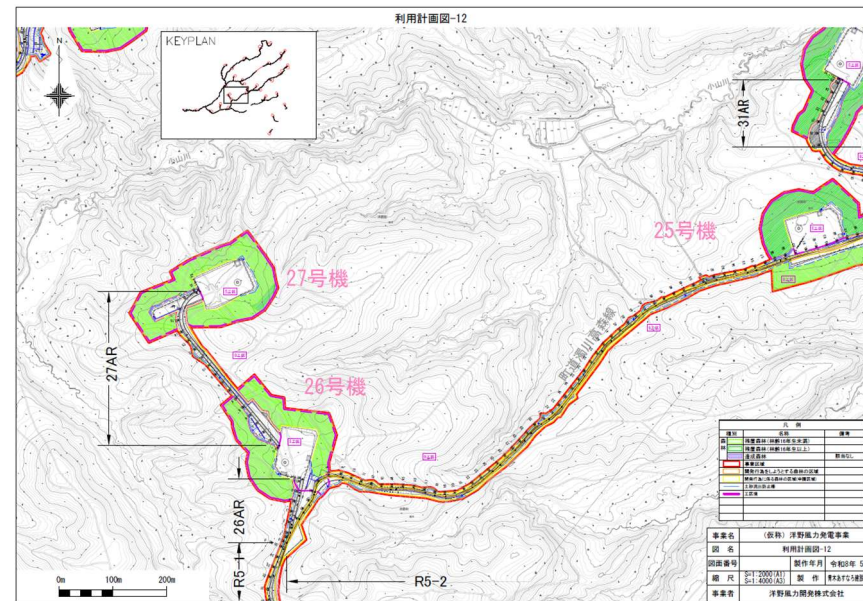
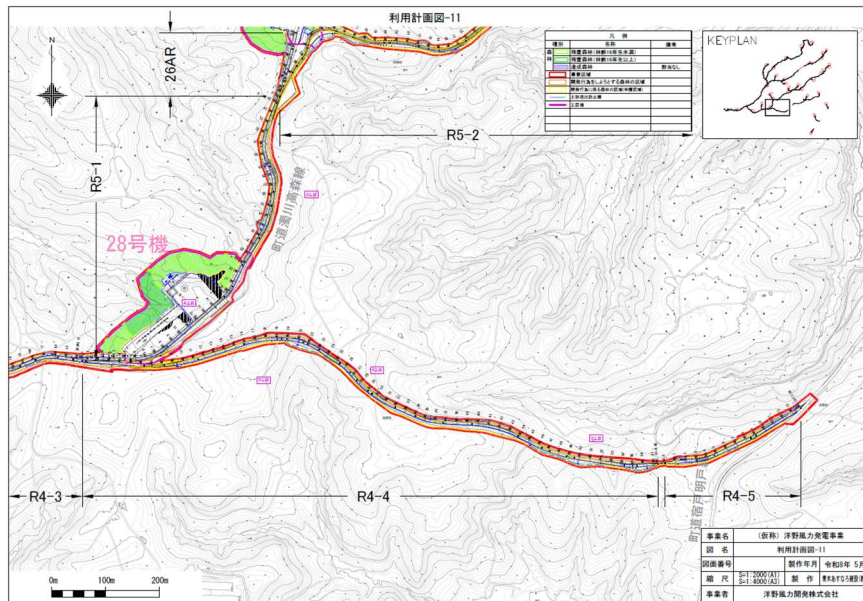


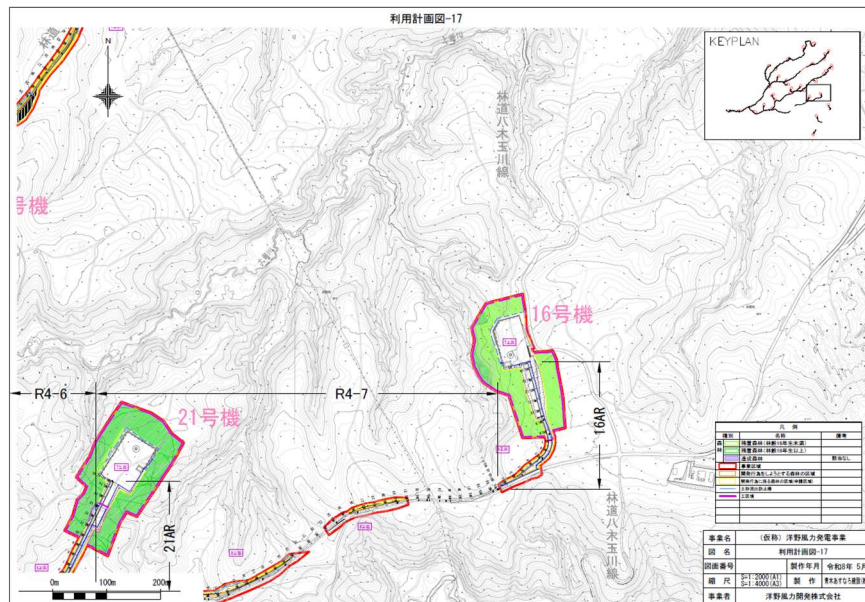
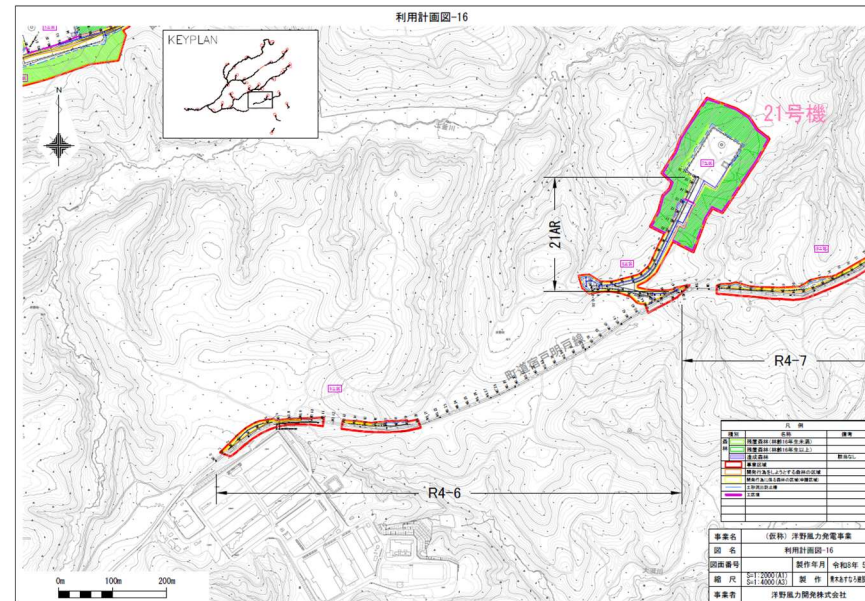
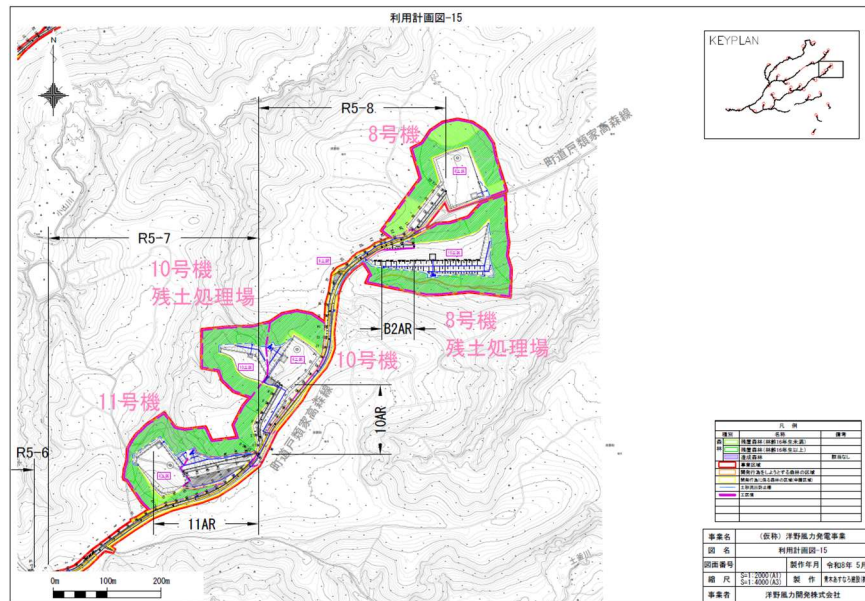
凡 例		
種別	名称	備考
森 林	残置森林(林齢16年生未満)	
	残置森林(林齢16年生以上)	
	造成森林	該当なし
	事業区域	
	開発行為をしようとする森林の区域	
	開発行為に係る森林の区域(申請区域)	
	土砂流出防止柵	
	工区境	



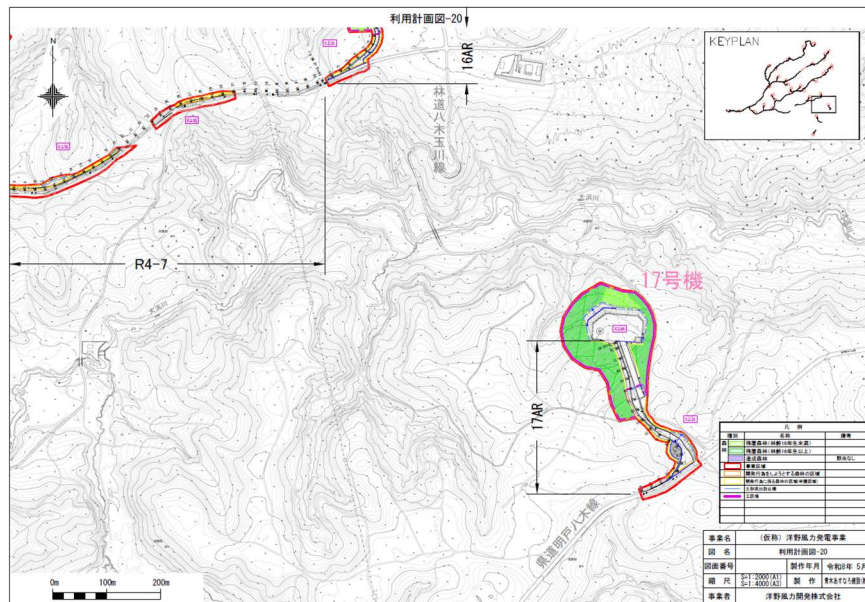
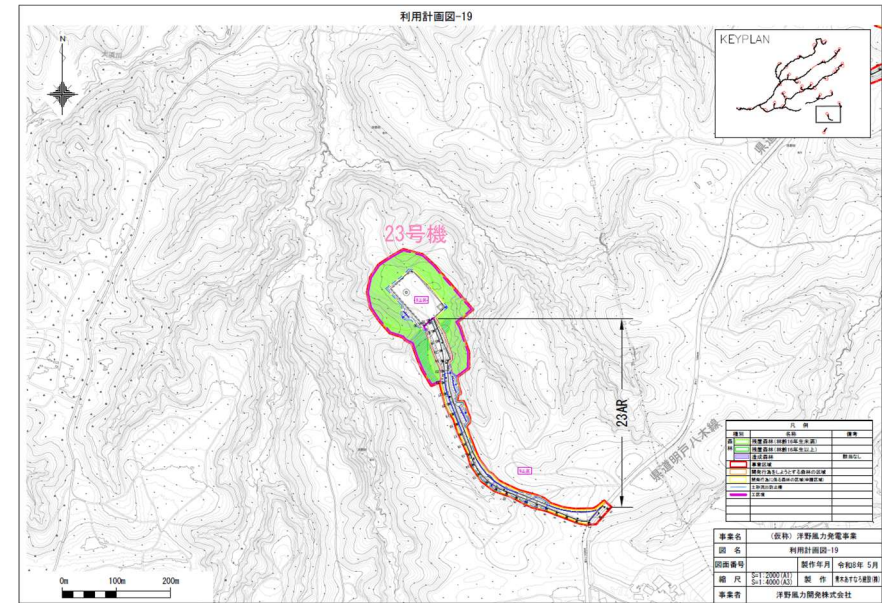
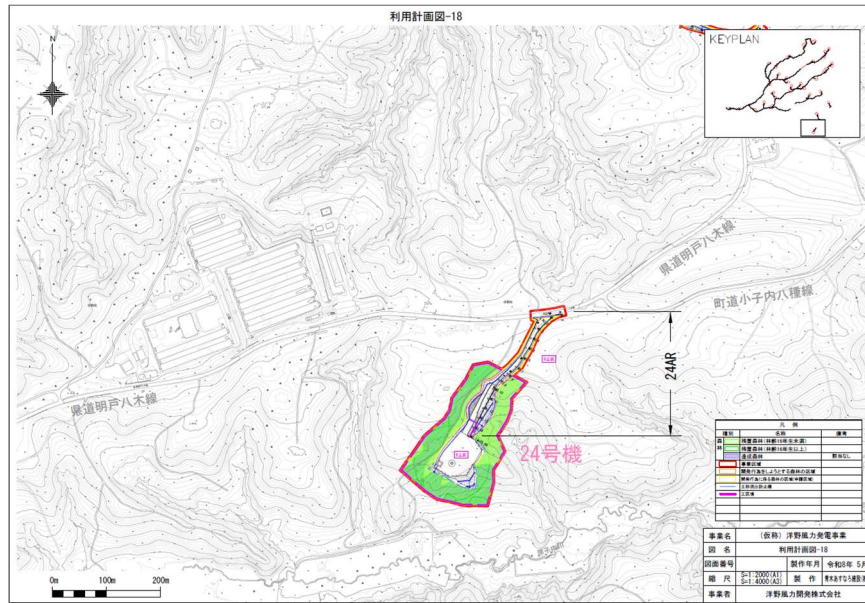


凡 例		
種別	名称	備考
森 林	残置森林(林齢16年生未満)	
	残置森林(林齢16年生以上)	
	造成森林	該当なし
	事業区域	
	開発行為をしようとする森林の区域	
	開発行為に係る森林の区域(申請区域)	
	土砂流出防止柵	
	工区境	



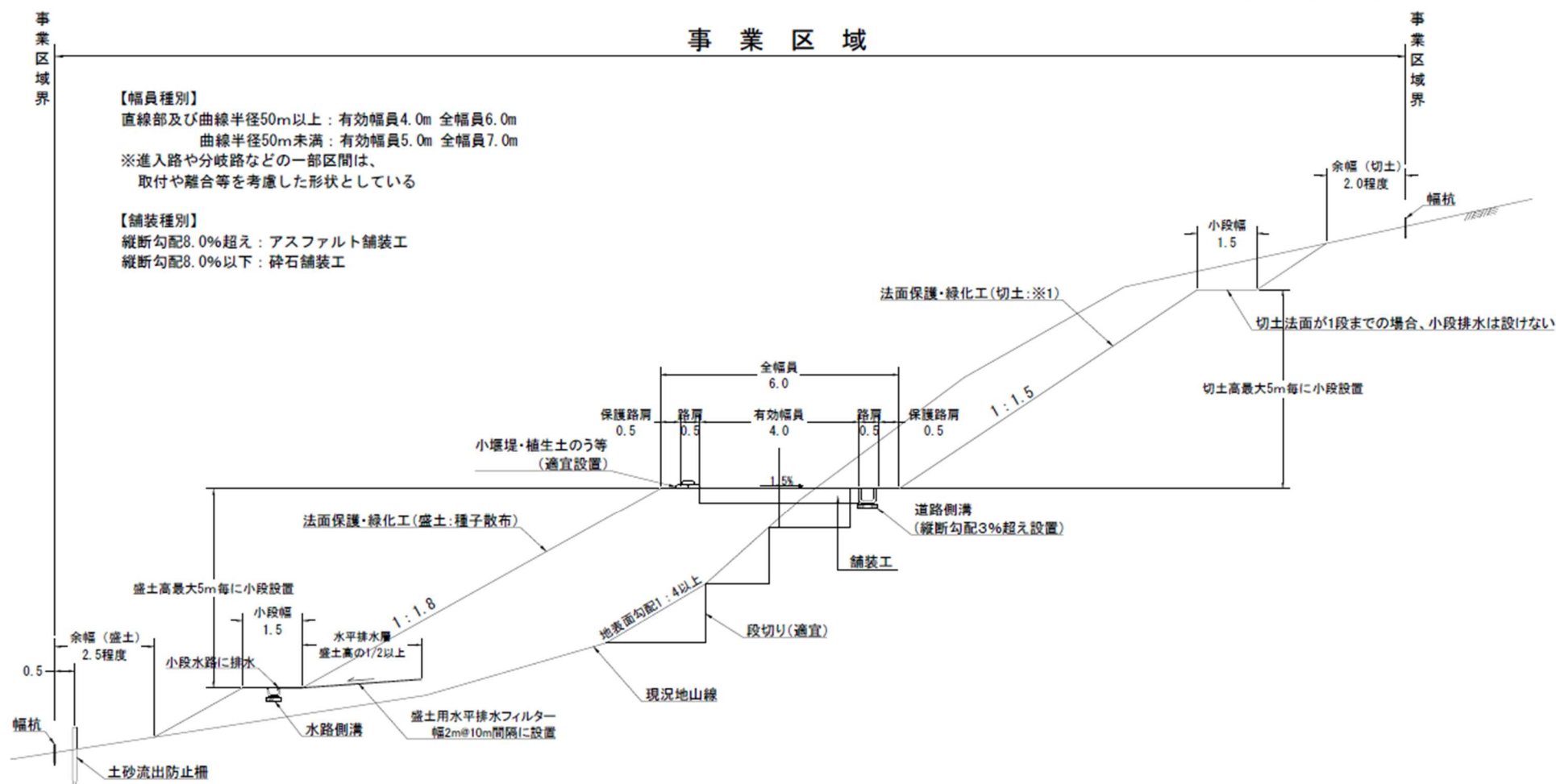


凡 例		
種別	名称	備考
森 林	残置森林(林齢16年生未満)	
	残置森林(林齢16年生以上)	
	造成森林	該当なし
	事業区域	
	開発行為をしようとする森林の区域	
	開発行為に係る森林の区域(申請区域)	
	土砂流出防止柵	
	工区境	



土工定規図 S=1:100 (A3)
(道路標準断面図)

	勾配	小段幅	小段設置高
切土法面	1:1.5	1.5m	5.0m以下
盛土法面	1:1.8	1.5m	5.0m以下



5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：軟岩 60度以下（1：0.6以上） 砂質土 35度以下（1：1.5以上） (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：1.5 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下（1：1.4以上）であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：1.8 高さ5m毎に幅1.5mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	盛土法面：種子吹付（三種混合）による法面保護を行う 切土法面：種子吹付（三種混合）、植生基材吹付、客土吹付、植生マット及び種子散布による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	沈砂池41基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	河川管理者との協議の結果、設置不要と判断。 （狭窄部断面拡張1箇所）	—
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたうえで、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	沈砂池41基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 44.3%（>25%） 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(5) 一般的事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	土地所有者から同意書または地上権設定に係る契約を締結済	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は 53,621 百万円を見込んでおり銀行からの融資を受けて開発を行うため、融資意向証明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、7,197 百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	洋野町と風力発電事業に関する開発協定書及び残置森林等維持管理協定書を締結済。	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	区域近隣に、直接影響を受けるものがないことから不要と判断。	－

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

なお、盛土規制法に係る許可については、県庁森林保全課において審査を終えており、令和8年9月頃に許可となる見込みです。

6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意 見
洋野町長	土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項	なし
	水害を発生させるおそれに関する事項	なし
	水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項	なし
	環境を著しく悪化させるおそれに関する事項	なし
	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	なし
	開発協定等との関連	なし
	市町村における地域開発構想等との関連	なし
	地域住民の意向との関連	なし
	その他	なし
県庁 環境保全課	国土利用計画法	一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要です。 届出が必要な面積は以下のとおりです。 ・市街化区域：2,000 m²以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上 なお、届出相談窓口は、洋野町企画課です。
	採石法	岩石の採取に当たる場合は、採石法第32条に定める登録を受ける必要があります、岩石の採取計画についても、同法第33条により認可を受ける必要があります。 なお、登録等に係る窓口は県北広域振興局保健福祉環境部環境衛生課です。
	土壤汚染対策法	一定規模以上（3,000 m²以上の掘削や盛土）の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行ってください。 届出窓口は、県北広域振興局保健福祉環境部環境衛生課です。

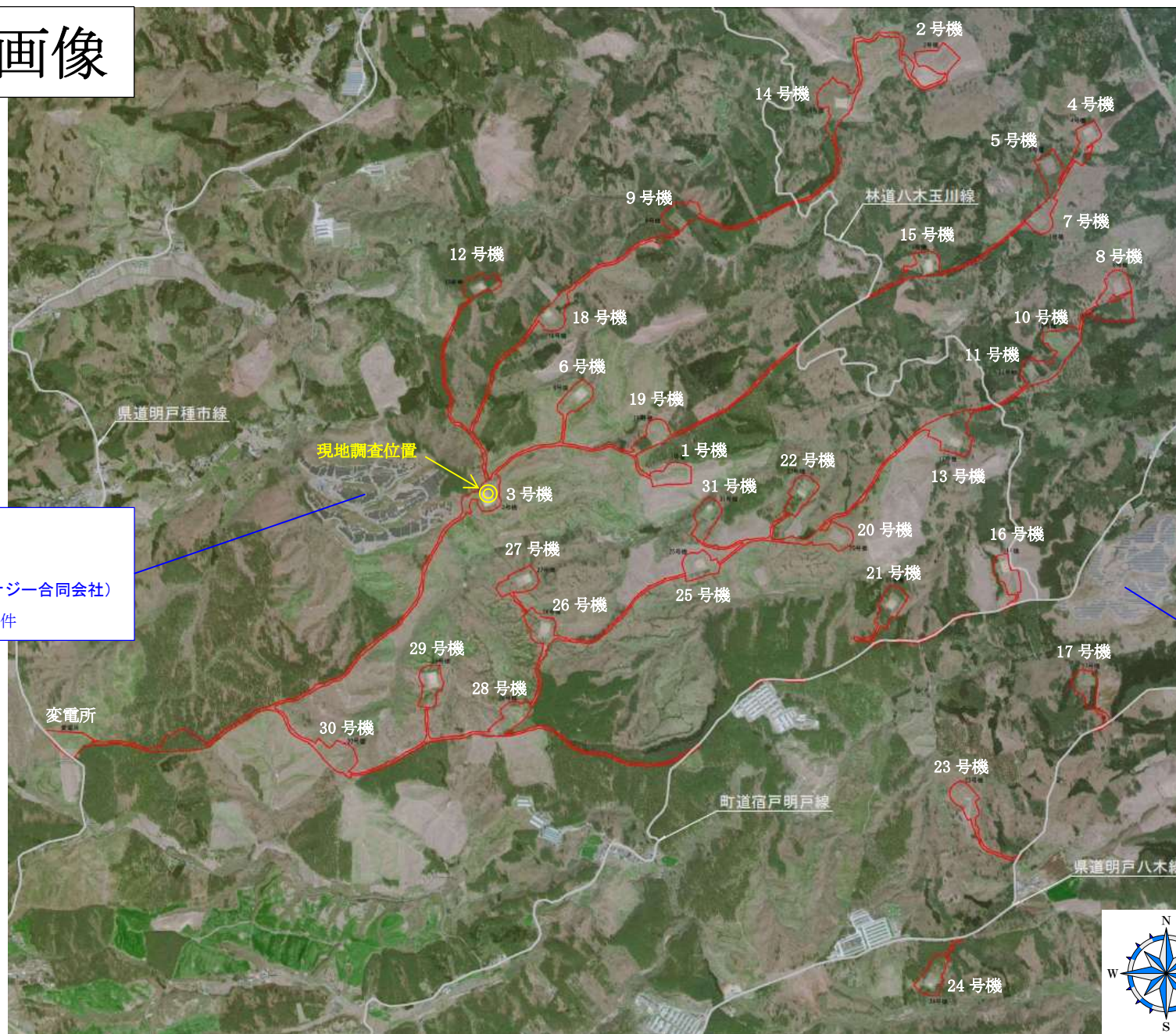
6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意 見
県庁 自然保護課	自然公園法（県立自然公園条例） 岩手県自然環境保全条例 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にもとづく鳥獣保護区 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生息地等保護区	○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生息地等保護区 事業予定地（洋野町）周辺では環境省レッドリスト及びいわてレッドデータブックに掲載されている希少な「維管束植物及び昆虫類」が過去に確認されています。 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には、「岩手県遺跡台帳」に記載されている「西戸類家Ⅰ遺跡（JF68-1836）」をはじめ、27 か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が存在します。また、事業面積が大きいことから未周知の遺跡が立地する可能性があります。現在、地元の洋野町教育委員会との協議が進められているところですので、土地の取扱いについて指示を受けてください。
県北広域 振興局 農政部	農業振興地域の整備に関する法律	申請地は農用地区域外のため意見無し。
	農地法	申請地は農地ではないため意見無し。
県北広域 振興局 土木部	景観法	景観法の基準に該当する場合は届出を行うこと。
	道路法	道路の汚損対策を講じること。

6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意 見
県北広域 振興局 保健福祉 環境部	・ 自然公園法（国立公園、国定公園） ・ 岩手県自然公園条例（県立自然公園） ・ 自然環境保全法（自然環境保全地域） ・ 岩手県自然環境保全条例（自然環境保全地域、環境緑地保全地域） ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区特別保護地区）	左欄括弧書きに掲げる区域は、事業区域に含まれていない。
	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	事業区域内において、いわてレッドデータブック（2025 年版）に掲載されている鳥類、昆虫類及び維管束植物の生息が確認されていることから、留意すること。
	土壌汚染対策法	土地の形質の変更であって、その対象となる面積が 3,000 平方メートル以上である場合、着手する 30 日前までに土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく届出を行う必要があること。

衛星画像



【参考】

太陽光発電施設

(洋野ソーラーエナジー合同会社)

※H30 年度審議会案件

【参考】

太陽光発電施設

(合同会社洋野種市)

※R1 年度審議会案件

【 審 議 事 項 】

紫波郡紫波町船久保字中村地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和8年8月5日

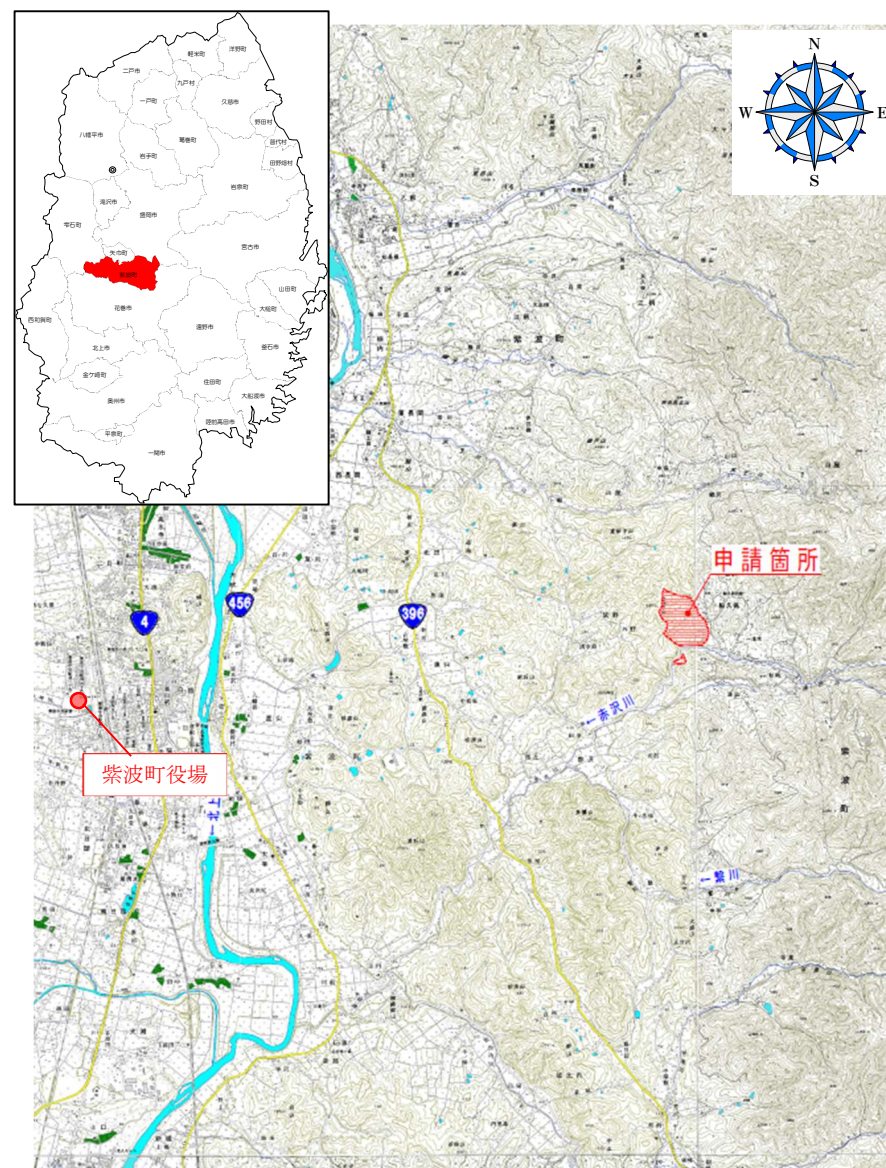
1 申請概要

申請者	住所 氏名	岩手県紫波郡紫波町日詰字石田 56 紫波碎石株式会社
申請場所	紫波郡紫波町船久保字中村 32 ほか 33 筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	平成 21 年 7 月 16 日から令和 11 年 8 月 22 日	
申請面積	22.3564 ヘクタール (事業区域面積 29.6903 ヘクタール)	

2 申請地の状況

位置	紫波町役場より東方向約 7.8km に位置
標高、傾斜	標高 160～253m、傾斜 15° ～30° 平均 20°
周辺の主な施設及び状況	・事業区域の南側は県道紫波江繋線に隣接し、西側へ約 3.5km で国道 396 号に接続する。 ・北東には県指定文化財史跡の船久保洞窟がある。 ・周囲 500m の範囲に人家が 15 戸ある。
周辺の自然・地物の状況	・事業区域の南側の県道に沿って普通河川赤沢川が流れている。 ・事業区域の東側は農地が存在するが、周囲は概ね森林地帯である。
林況	・申請地の林況は、スギ 60% (40～50 年生)、アカマツ 30% (40～50 年生)、広葉樹 10% (40～50 年生) である。

位置図



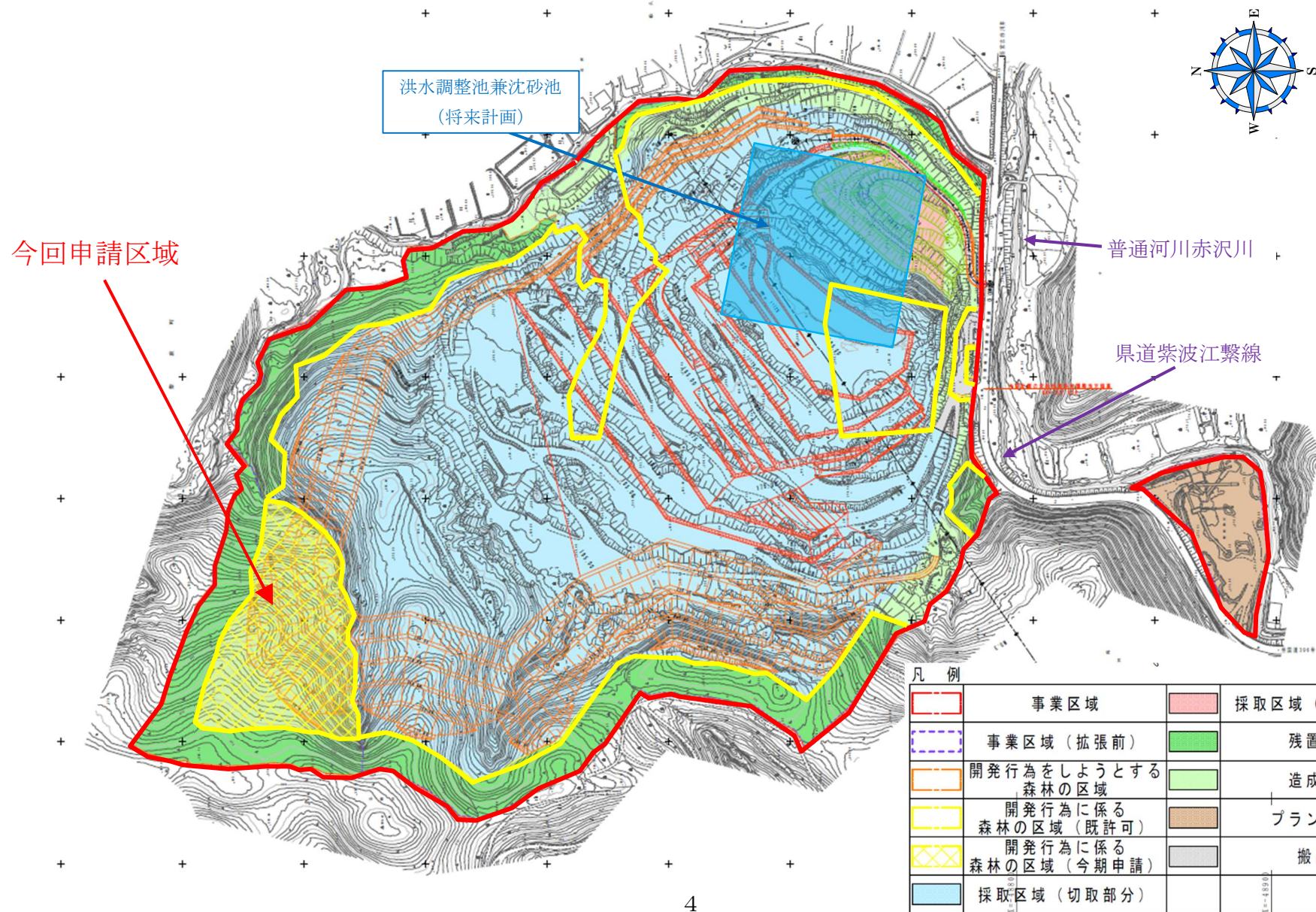
3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘					
開発面積等	単位：h a					
	区 分	事業区域 面 積	森 林 面 積 の 内 訳			その他の面積 (5 条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	H16 審議会時点	29. 1617	16. 0187	10. 1343	26. 1530	3. 0087
	既許可（現時点）	26. 8026	19. 9195	3. 8744	23. 7939	3. 0087
	今回変更	2. 8877	2. 4369	0. 4665	2. 9034	▲0. 0157
	合計	29. 6903	22. 3564	4. 3409	26. 6973	2. 9930
※前回審議会（H16）から変更の累計が5 ha 以上の開発面積（6. 3377ha の増）となることから、森林審議会対象となるもの。 変更による開発面積－H16 時点の開発面積 ＝22. 3564ha－16. 0187ha ＝6. 3377ha の増						
主 な 工 種	土工	切土（岩石）5,754 千m3 （R7 以降 4,681 千 m3）、切土（表土） 5,757 千m3 （R7 以降 2,808 千 m3） 盛土（埋戻） 115 千m3 （R7 以降 27 千 m3）				
	排水施設工	なし※場内の最下部に洪水調整地を設置				
	防災施設工	洪水調整池兼沈砂池（1 基）				
土地所有者数と筆数	会社（1 者）、個人（1 者） 合わせて 34 筆					

4 採石事業の概要

事業計画及び許可等の状況	当採掘場における森林審議会林地保全部会の開催状況 第1回 平成4年11月17日 第2回 平成16年7月28日 今般、採取土石の確保を目的として、約6.3haの区域の拡大を変更申請するものである。
--------------	--

利用計画図



5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土（採石法の基準に準拠） (1) 勾配：平均勾配が 60 度以下(1 : 0.6 以上)であること。 (2) 小段：高さ 20m 毎に水平巾 2.0m 以上の小段を設置すること。	(岩盤) 切土勾配 74.5° (1 : 0.28) 以下、平均勾配 60° (1 : 0.6) 以下 (軟岩) 切土勾配 45° (1 : 1.0) 以下 高さ 10m 毎に幅 3.6m の小段を設置。	○
	2 盛土 (1) 勾配：盛土高が 1.5m を超える場合には、原則として勾配が 35 度以下(1 : 1.4 以上)であること。 (2) 小段：原則として高さ 5 m 毎に幅 1.0m 以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1 : 2.0 高さ 5 m 毎に幅 3.0m の小段を配置。	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面・盛土法面（土砂等）へ種子吹付を実施し雨水等による浸食を防ぐ計画。	○
	【排水施設】 10 年確率で想定される雨量の 1.2 倍以上の流下能力	開発区域内に排水施設なし。（勾配管理により洪水調整地兼沈砂池に集水）	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の 1.2 倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池 1 基について、流出する土砂の 1.2 倍以上の土砂貯留能力を有する構造。	○
(2) 水害の防止	【洪水調整池】 30 年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池 1 基について、「必要調整容量＜設置容量」となる貯留能力を有する構造。	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたうえで、上澄みのみを流下させる。有効水深 1.0m 以上を確保。	洪水調整池兼沈砂池 1 基について、「必要調整容量＜設置容量」となる貯留能力を有する構造。	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね 30m 以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	・開発地の周辺に 30m 幅の残置森林及び造成森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、緑化を進めるとともに、採掘後の平坦部は、耕起・客土しスギ等を植栽する計画。また、岩盤部の法面はツタ等つる性植物により被覆する計画。	○

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(5) 一般的事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 (所有権、地上権、賃借権、抵当権等)	自社所有ほか、土地所有者から同意書を取得済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	今期の事業費は 1,274,230 千円を見込んでおり、自己資金及び事業の売り上げにより賄う計画となっている。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	紫波町と緑化対策に関する協定を締結済。	○
	【環境保全協定】 市町村長と協定を締結していること。	紫波町と公害防止に関する協定を締結済。	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	普通河川赤沢川の河川管理者、隣接土地所有者から同意書取得済。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

なお、本開発行為に伴う盛土規制法に係る許可については、採石法の認可を受けた採取計画に基づく工事は許可不要となるため、岩石採取開始前に採石法に基づく認可を受ける予定です。

6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意 見
紫波町長	土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項	なし
	水害を発生させるおそれに関する事項	なし
	水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項	なし
	環境を著しく悪化させるおそれに関する事項	なし
	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	なし
	開発協定等との関連	なし
	市町村における地域開発構想等との関連	なし
	地域住民の意向との関連	なし
県庁 環境保全課	その他	なし
	国土利用計画法	一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要です。 届出が必要な面積は以下のとおりです。 ・市街化区域：2,000 m²以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上 なお、届出相談窓口は、紫波町企画課です。
	採石法	岩石の採取計画について、採石法（昭和25年法律第291号）第33条により認可を受ける必要があります。 なお、認可に係る窓口は、盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課です。
	土壤汚染対策法	一定規模以上（3,000 m²以上の掘削や盛土）の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行ってください。 なお、届出窓口は、盛岡広域振興局保健福祉環境部環境衛生課です。

6 意見照会結果（続き）

県庁 自然保護課	自然公園法（県立自然公園条例） 岩手県自然環境保全条例 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律にもとづく鳥獣保護区 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生息地等保護区	なし
県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課	文化財保護法	当該事業地には、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しません。事業面積は大きいですが、すでに申請者の事業について紫波町教育委員会への照会がされており、その結果、事業に着手して差し支えないことが確認されました。なお、事業中に埋蔵文化財を発見した際は、地元の紫波町教育委員会に連絡し、土地の取扱いについて指示を受けてください。
盛岡広域 振興局 農政部	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	事業計画地は、農業振興地域外であるため、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要である。
	農地法	事業計画は、現況及び地目が農地以外であるため、農地法に基づく転用許可の申請手続きは不要である。
盛岡広域 振興局 土木部		なし
盛岡広域 振興局 保健福祉 環境部	採石法	事業区域面積が増加する場合は、採取計画の許可申請が必要となるため留意すること。
	土壤汚染対策法	土地の形質変更を行う面積が、法第4条の届出要件に該当する場合は、着手する30日前までに届出が必要となるため留意すること。

ドローン撮影写真

今回申請区域

普通河川赤沢川

県道紫波江繋線

凡 例

	事業区域
	事業区域（拡張前）
	開発行為をしようとする 森林の区域
	開発行為に係る 森林の区域